防府市上下水道局庁用自動車ドライブレコーダーの設置並びに管 理運用に関する要綱

令和2年3月9日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局庁用自動車(以下「庁用自動車」という。)へのドライブレコーダーの設置及びドライブレコーダーが記録した映像及び加速度、ブレーキ、ウインカー、位置情報等の走行データ並びに車内音声(以下「映像等」という。)の管理運用に関し必要な事項を定めることにより、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故発生時における事故責任の明確化並びに犯罪捜査への協力による犯罪抑止力の強化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定める ところによる。
 - (1) 庁用自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項 第9号に規定する自動車で上下水道局の所有又は使用するものをいう。
 - (2) ドライブレコーダー 庁用自動車に設置し、撮影した映像等を記録するための装置をいう。
 - (3) データ ドライブレコーダーにより撮影された映像等(電磁的記録媒体等に記録されたものを含む。)をいう。
 - (4) 記録媒体 電磁的方法によりデータを記録することができるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(個人情報保護)

第3条 データに含まれる個人情報については、防府市個人情報保護条例(平成15年9月30日条例第19号。以下「条例」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(統括管理責任者等)

第4条 ドライブレコーダーの設置及び管理運用並びにデータの取扱いを適切 に行なうため、統括管理責任者及び管理責任者(以下「統括管理責任者等」 という。)を置く。 2 統括管理責任者等の任に当たる職員及び職務内容は、別表に掲げるとおりとする。

(ドライブレコーダーの設置及び記録)

- 第5条 ドライブレコーダーの設置及び記録については、次のとおりとする。
 - (1) ドライブレコーダーは、庁用自動車の前方を撮影することができるように設置する。ただし、必要と認めた庁用自動車には、前方の撮影に加えて庁用自動車の内部又は後方若しくはその両方を撮影することができるように設置する。
 - (2) 庁用自動車の運転者は、その運転中ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを記録するものとする。
 - (3) 庁用自動車の運転者は、ドライブレコーダーが故障、破損により、正常に作動しないと認めた場合は、管理責任者に速やかに報告しなければならない。
 - (4) 庁用自動車の運転者は、運転中に交通事故が発生した場合又は事件・ 事故の現場に遭遇し、その庁用自動車に設置されたドライブレコーダーに 映像等が記録された可能性があると判断した場合は、管理責任者に対し、 日時、場所、状況を報告しなければならない。
 - (5) ドライブレコーダーを設置した庁用自動車には、庁用自動車の外側に ドライブレコーダーを設置してある旨の表示をしなければならない。 (データの取扱い等)
- 第6条 データは、ドライブレコーダー本体内に装着した記録媒体に記録する。
- 2 記録媒体は、ドライブレコーダー本体内に常時装着するものとし、第7条 及び第8条に定める必要が生じた場合のみ本体から取り出すことができる。
- 3 ドライブレコーダーから取り出したデータの操作は、統括管理責任者の指示によって行い、統括管理責任者が必要と認める場合を除き、パソコン本体に保存してはならない。

(データの利用の制限)

- 第7条 データは、 次に掲げる目的以外に利用してはならない。
 - (1) 事件、事故に係る状況確認、原因分析及び原因究明
 - (2) 安全運行に役立てるための研修又は指導

(データの外部提供)

- 第8条 データは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2第2項その他法令に基づく照会を受けた場合は、提供を行なうことができる。
- 2 統括管理責任者は、前項の規定により提供を行なった場合は、防府市上下 水道局庁用自動車ドライブレコーダー保存データ外部提供管理簿(様式第1 号)に記録し保存しなければならない。

(データの保存及び消去)

- 第9条 データは、統括管理責任者が必要と認めた場合のみ保存し、保存され たデータ以外のデータは、上書きにより消去するものとする。
- 2 前項の保存されたデータの保存期間は当該事例が発生した日の翌日から起 算して1年以内とし、期間経過後のデータは、統括管理責任者が必要と認め た場合を除いて、消去しなければならない。
- 3 前項の規定によりデータを保存又は消去した場合は、防府市上下水道局庁 用自動車ドライブレコーダー保存データ管理簿(様式第2号)に記録し保存し なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置並びに運用に関し必要な事項は、防府市上下水道事業管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

役職名	任に当たる職員	職務内容						
統括管理責任者	総務課長	ドライブレコーダー及び データを統括管理し、ド ライブレコーダーの操作 及びデータ解析に関する 指示を行うこと。 データから得られた個人 情報を条例に基づき適正 に扱うこと。						
管理責任者	各車両を庁用自動車として使用若しくは管理する 課等の長	ドライブレコーダー及び データを適正に取扱うこ と。 ドライブレコーダー及び 記録媒体等に事故が発生 した場合は、速やかにそ の状況を調査するととも に、統括管理責任者に報 告すること。						

様式第1号(第8条関係)

防府市上下水道局庁用自動車ドライブレコーダー保存データ外部提供管理簿

防府市上下水道局庁用自動車ドライブレコーダー保存データ外部提供管理簿

	番号 申請 申請者 車両の 車両 年月日 氏名 所属 番号	車両の	市両	許可分	提供	提供データ						データの	許可番号				
番号			類番号		始期: 終期:					○分	ula ete	西曆末2桁-許可分類番号-連番					
1							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分					
2							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分					
3							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分					
4							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分					
5							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分					
6							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分					
7							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分					
8							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分					
9							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分		_			
10							始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分					

様式第2号(第9条関係)

防府市上下水道局庁用自動車ドライブレコーダー保存データ管理簿

防府市上下水道局庁用自動車ドライブレコーダー保存データ管理簿

	消去	保存した媒	データの内容 又は	統括管理	管理	データ	運転者	車両の	車両	保存	保存データ						
	体名称及び ファイル名	外部提供をした 場合の許可番号	責任者 氏名	責任者 氏名	操作者 氏名	氏名	所属	番号		始期: 終期:	○年 ○年	〇月 〇月	〇日 〇日	○時 ○時	○分 ○分		
1												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分
2												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分
3												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分
4												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分
5												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分
6												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分
7												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分 分
8												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分
9												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分
10												始期: 終期:	年年	月月	日日	時時	分分